

令和元年度主な新規・重点事業の実施状況等

1 ㊦ 「こころ・いのちの電話」運営事業

(1) 趣旨

自殺企図などの住民の心の悩みについて、相談窓口を広く設けて援助につなげることが自殺対策として重要であることから、県民に充実した相談体制を提供する。

(相談受付時間 平日 9 時 30 分～12 時 00 分／13 時 00 分～17 時 00 分)

(2) 事業内容

心の健康センター内に「こころの電話」を設置し、県内在住者を対象とし、心の健康に関する相談を受け、必要な情報提供を行い、内容を記録し、自殺予防等の観点から緊急性があると判断される場合には、状況に応じて警察への通報又は救急車利用を促すとともに、担当部署に速やかに連絡する。

・令和元年度実施状況 (4 月～9 月)

相談件数 1,107 件

2 ㊦ 電話相談体制強化事業

(1) 趣旨

行政の相談窓口が開いていない夜間、休日の電話相談に取り組む民間団体を支援することで、電話相談窓口を設け、社会人や学生など、特に平日日中の時間帯に相談を行なうことが難しい県民に対しての相談体制を強化することで自殺予防を図る。

(2) 事業内容

行政機関の電話相談窓口が休止する、夜間及び休日の相談体制を構築するため、カウンセリング活動で実績のある NPO 法人に対して補助を行い、365 日、16 時～23 時の時間帯で、心の悩み電話相談を実施する。(相談員 8 名で交代制、基本的に毎日 3 名で対応)

・委託先 NPO 法人富山カウンセリングセンター

3 ㊦ 「新入社員を対象とした精神障害普及啓発冊子」製作事業

(1) 趣旨

本県の自殺者数は、年齢層別では、20 代、30 代の自殺死亡率が全国と比較して大幅に高くなっており、当該年齢層においては、自殺の動機・原因として、健康問題(精神障害等)に次いで勤務問題が多くを占めている。このため、健康問題や勤務問題を原因とする自殺リスクを抱える可能性がある新入社員を対象に、うつ病等の症例や対応方法について漫画によってわかりやすく紹介し、自分自身や身近な人の変化に早く気づき、受診や相談等の適切な対処ができるよう正しい知識の普及啓発を行うことにより、若年

勤労者の自殺者の減少を図る。

(2) 事業内容

漫画によってうつ病や統合失調症の具体的な症状を紹介するとともに、職場での声のかけ方や相談方法、精神科での診療の流れ等についてストーリー立てて読みやすい内容とし、うつ病や統合失調症等の精神病は重症化する前に、適切な医療機関にかかることの重要性を漫画で分かりやすく伝える。

- ・製作部数：10,000部
- ・プロポーザルにより委託先を決定する。
- ・配布先：各商工会議所、商工会連合会、県経営者協会、県中小企業家同友会など
(令和2年3～4月に配布)

4 ④ 検索連動広告の活用による自殺対策事業

(1) 趣旨

本県の若年層（40歳未満）の自殺死亡率は例年全国水準より高く、また、若者は自発的には相談や支援につながりにくいと言われているため、若者が日常的に利用するインターネットの検索連動広告を活用し、より多くの若者を相談窓口適切につなぐ。

(2) 事業内容

富山県内において、インターネット検索エンジン（グーグル）で「死にたい」など自殺に関連する語句を検索すると、検索結果画面に、県の自殺対策ホームページ「タッチハート」など各種相談窓口のページにつながる広告が表示され、同サイトに誘導するもの。



富山県の自殺対策ホームページ「タッチハート」の掲載内容

- 「こころの電話」等の電話番号、受付時間
- 各種相談機関・団体の連絡先、受付時間等
- 自殺予防に関するガイドブック (PDF で掲載)
- 県からのお知らせ
- 県内の関係団体のホームページへのリンク
など

○実施期間：令和元年6月、8月中旬～9月中旬、令和2年3月

○委託先：NPO法人OVA（東京都）

○実施状況：(6月) 広告表示回数 21,521回、クリック数 1,647回

(8月) 広告表示回数 15,048回、クリック数 1,106回

5 ㊦ 自殺対策民間団体取組強化事業

(1) 趣旨

県では、自殺によって多くの県民の尊い命が失われているという現実を重く受け止め、自ら命を絶たれる方が一人でも少なくなるよう、自殺防止のための施策に積極的に取り組む民間団体の活動を支援することで、県内の自殺者数の減少を図る。

(2) 事業内容

自殺原因として多いと言われるうつ病へのケア、自死遺族からの相談対応、ひきこもりの当事者、家族等を対象とした分かち合いの会の開催、薬物依存症等の本人・家族等を対象とした相談対応、ゲートキーパーの養成等、自殺対策に係る取組みを行っている団体に補助を行う。(令和元年度は 11 団体に補助)

事業名	事業内容	対象経費	補助 限度額
自殺対策民間団体等取組強化事業	(1) 一般枠 自殺対策に資する次に掲げるいずれか又は複数の事業 ・ 対面相談事業 ・ 電話相談事業 ・ 人材養成事業 ・ 自死遺族支援機能構築事業	事業の実施に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料その他知事が必要と認められた経費	1 団体 あたり 20 万円
	(2) 高リスク者対策枠 自殺対策に資する次の事業 ・ 自殺未遂者支援事業 (自殺未遂者以外も対象とする事業は除く)	※事業の実施に直接必要な経費とし、自殺予防・自殺防止に関する取組み以外の団体運営費に係る経費等は対象外とします。	1 団体 あたり 20 万円
	(3) 若者対策枠 自殺対策に資する次に掲げる事業 ・ 若年層対策事業		1 団体 あたり 30 万円
	(4) 特別枠 自殺対策に資する次の事業 ・ 人材養成特別事業 (広く一般県民を対象とした人材養成の取組)		1 団体 あたり 140 万円

6 ② ひきこもりに関する実態調査

(1) 趣旨

平成30年4月に策定した本県の自殺対策計画において、「本県の自殺の原因で最も多いのは健康問題で、次に家庭問題、経済・生活問題」となっており、このうち、経済・生活問題については、「社会からの孤立や心身の不調、ひきこもりなども考えられる」としてきているものの、現在、これらの方の自殺リスク等の実態は把握できていない。

そうした中、今年5月の川崎市や6月の練馬区のひきこもりに関連した事件が大々的に報道されて以来、本県においては、ひきこもり地域支援センターや心の健康センターにひきこもりの方からの不安の訴えが増えてきている。

このように事件等による社会環境の変化を受けて、本県の自殺の状況が急変しているため、緊急にひきこもりの方を対象とした実態調査を行い、効果的な自殺対策に結び付けるとともに、本県の計画の見直しを検討するための基礎資料として活用する。

(2) 事業内容

①ひきこもり当事者*の状況を客観的に把握し、内閣府調査などと比較するため、内閣府調査に準じた「当事者数推計調査（標本調査）」を実施する。

※「ひきこもり当事者」6か月以上にわたって家庭にとどまり続けているなどひきこもり状態にある者

②当事者ニーズを幅広く把握するため、県内の民間団体や関係機関等を通じて、「当事者支援ニーズ調査」を実施する。

① ひきこもり当事者数推計調査【標本調査】

調査目的 内閣府調査を踏まえ、県内人口に占めるひきこもり当事者の割合を推計する

実施主体 県（民間業者へ委託）

調査対象 無作為に抽出した県内に居住する15～64歳の一般県民10,000人及び同居人

調査方法 郵送により配布・回収

調査内容 内閣府の調査内容をもとに簡素化

設問：市町村、性別、年齢、外出状況、ひきこもったきっかけ・期間 など

② ひきこもり当事者支援ニーズ調査

調査目的 支援状況や必要な施策等ひきこもり当事者の支援ニーズを把握する

実施主体 県（民間業者へ委託）

調査対象 ひきこもり当事者（15～64歳）1,000人及び同居人

調査方法 関係団体等を通じて本人へ配布、郵送等で回収

調査内容 ①の推計調査項目に加え、具体的に必要な支援策 等

スケジュール

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①推計調査	調査名簿作成	→→→→→	郵送・回収	入力【速報】	分析	【確報】
②ニーズ調査	各機関への依頼	郵送・回収	入力【速報】	分析	→→→→→	【確報】